

上天草市週休２日試行工事实施要領の改正について

建設業界の将来の担い手確保及び建設現場における労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の週休２日の普及に向けて、上天草市週休２日試行工事实施要領を改正するもの。

項 目	改正前（旧要領）	改正後（新要領）
休日の定義	４週６休以上	４週８休以上
工事区分	現場閉所型のみ	現場閉所型 又は 交替制
補正対象となる区分	４週６休以上（通期） ※港湾工事、漁港漁場工事は４週８休以上（通期）	①完全週休２日（土日） ②４週８休以上（月単位） ③４週８休以上（通期） ※港湾工事、漁港漁場工事は③のみ。 ※森林土木工事は①の補正は無いが③の補正はある。
対象工事	原則、全工事（※工期等に制約がある工事、災害復旧工事、施工箇所が点在する工事を除く。）	原則、全工事（※応急工事を除く。）
休日取得計画	休日（現場閉所）取得計画実績表	休日（現場閉所）取得計画実績表 又は 週休２日（交替制）工事休日取得状況表